

旅客連絡運輸規則の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
<p>(用語の意義)</p>	<p>(用語の意義)</p>
<p>第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p>
(中略)	(中略)
<p>(11) 「JR自動車線」とは、連絡会社の経営する自動車線のうち、<u>ジェイ・アール北海道バス株式会社</u>、西日本ジェイアールバス株式会社及び<u>ジェイアール九州バス株式会社</u>の経営する自動車線をいう。</p>	<p>(11) 「JR自動車線」とは、連絡会社の経営する自動車線のうち、西日本ジェイアールバス株式会社及び<u>JR九州バス株式会社</u>の経営する自動車線をいう。</p>
(中略)	(中略)
<p>(乗車券類の発売範囲)</p>	<p>(乗車券類の発売範囲)</p>
<p>第14条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p>	<p>第14条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p>
<p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。</p>	<p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が<u>別に定める</u>旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類<u>(当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の到着又は発となるものに限る。)</u>を発売することがある。</p>
(中略)	(中略)
<p>(学生割引普通乗車券の発売)</p>	<p>(学生割引普通乗車券の発売)</p>
<p>第17条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第3号）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、次の各号の場合において、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。</p>	<p>第17条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第3号）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、次の各号の場合において、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。</p>
<p>(1) 旅客会社線区間の営業キロを片道100キロメートルを超えて旅行する場合</p> <p>(2) 次に掲げる連絡会社線区間の営業キロ程を各別に片道100キロメートルを超えて旅行する場合 青い森鉄道株式会社線</p>	<p>(1) 旅客会社線区間の営業キロを片道100キロメートルを超えて旅行する場合</p> <p>(2) 次に掲げる連絡会社線区間の営業キロ程を各別に片道100キロメートルを超えて旅行する場合 青い森鉄道株式会社線</p>

現行	改正
<p>東武鉄道株式会社線 近畿日本鉄道株式会社線 <u>ジェイ・アール北海道バス株式会社線</u> 西日本ジェイアールバス株式会社線（別に定める区間を除く。） <u>ジェイアール九州バス株式会社線</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（割引定期乗車券の発売） 第 27 条 第 25 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客会社線区間について割引の通学定期乗車券を発売する（第 25 条第 4 項の実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第 1 号及び第 2 号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第 3 号及び第 4 号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第 5 号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。</p> <p>(1) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の<u>中等部</u>の生徒</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（準用規定） 第 45 条 旅客規則第 71 条、第 74 条の 4、第 74 条の 5、第 75 条、第 76 条及び第 88 条の規定は、この節に準用する。</p> <p>（注） 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。 （中略） 第 88 条 新大阪駅又は大阪駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方</p>	<p>東武鉄道株式会社線 近畿日本鉄道株式会社線 <u>（削る）</u> 西日本ジェイアールバス株式会社線（別に定める区間を除く。） <u>（削る）</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（割引定期乗車券の発売） 第 27 条 第 25 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客会社線区間について割引の通学定期乗車券を発売する（第 25 条第 4 項の実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第 1 号及び第 2 号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第 3 号及び第 4 号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第 5 号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。</p> <p>(1) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の<u>中学部</u>の生徒</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（準用規定） 第 45 条 旅客規則第 71 条、第 74 条の 4、第 74 条の 5、第 75 条、第 76 条、<u>第 88 条及び第 89 条</u>の規定は、この節に準用する。</p> <p>（注） 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。 （中略） 第 88 条 新大阪駅又は大阪駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方 <u>第 89 条 北新地駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方</u></p>

現行	改正
<p>第2節 普通旅客運賃 (特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第46条 東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（新加美駅を除く。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であって、旅客規則第86条に規定する当該特定都区市内の中心駅（以下「中心駅」という。）から、旅客会社線の営業キロが片道200キロメートルを超える区間内にある駅との場合の旅客会社線区間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>ただし、特定都区市内にある駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、若しくは特定都区市内にある駅又はその駅から接続する連絡会社の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>ト 福岡市内 福岡市交通局高速鉄道線 博多</p> <p><u>チ 札幌市内</u> <u>ジェイ・アール北海道バス株式会社</u> <u>札幌線</u> 札幌、手稲 <u>空知線</u> 札幌、新札幌 <u>長沼線</u> 札幌、新札幌</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>第2節 普通旅客運賃 (特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第46条 東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（新加美駅を除く。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であって、旅客規則第86条に規定する当該特定都区市内の中心駅（以下「中心駅」という。）から、旅客会社線の営業キロが片道200キロメートルを超える区間内にある駅との場合の旅客会社線区間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>ただし、特定都区市内にある駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、若しくは特定都区市内にある駅又はその駅から接続する連絡会社の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>ト 福岡市内 福岡市交通局高速鉄道線 博多</p> <p><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
<p>第3節 定期旅客運賃 (定期旅客運賃)</p>	<p>第3節 定期旅客運賃 (定期旅客運賃)</p>

現行	改正
<p>第 58 条 定期旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人定期旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、<u>次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによつて計算した額とする。</u></p> <p><u>(イ) 東京モノレール株式会社線にあっては、大人定期旅客運賃を折半し、100 円未満の端数については、50 円未満の端数を切り捨てて、又は 50 円以上の端数を切り上げてそれぞれ 100 円単位とした額</u></p> <p><u>(ロ) J R 西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては、大人定期旅客運賃を折半し、端数整理した額</u></p> <p><u>(ハ) 特定小児定期旅客運賃の定めのあるものについては、その特定小児定期旅客運賃</u></p> <p>(中略)</p> <p>(中間に連絡会社線が介在する場合における定期旅客運賃の特定)</p> <p>第 59 条 旅客規則第98条から第98条の 3 までに規定する小児通勤定期旅客運賃の特定及び同第99条第 1 号及び第2 号に規定する <u>電車特定区間</u> 相互発着の定期旅客運賃の <u>特定額</u> は、第43条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(割引の定期旅客運賃)</p> <p>第 60 条 割引の定期旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人の割引定期旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額と</p>	<p>第 58 条 定期旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに、大人定期旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、<u>別に連絡会社ごとの定めのあるものについてはその額</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(中間に連絡会社線が介在する場合における定期旅客運賃の特定)</p> <p>第 59 条 旅客規則第98条から第98条の 3 までに規定する小児通勤定期旅客運賃の特定及び同第99条第 1 号及び第2 号に規定する <u>電車特定区間内</u> 相互発着の定期旅客運賃の <u>特定</u> は、第43条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(割引の定期旅客運賃)</p> <p>第 60 条 割引の定期旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人の割引定期旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額と</p>

現行	改正
<p>する。</p> <p>イ 旅客会社線区間 別に定める場合を除き、大人定期旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 <u>連絡会社ごとに、大人定期旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによって計算した額とする。</u></p> <p><u>(イ) 東京モノレール株式会社線にあつては、大人定期旅客運賃から割引額を控除し、100円未満の端数については、50円未満の端数を切り捨てて、又は50円以上の端数を切り上げてそれぞれ100円単位とした額</u></p> <p><u>(ロ) J R西日本宮島フェリー株式会社航路にあつては、大人定期旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</u></p> <p><u>(ハ) J R自動車線にあつては、大人定期旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を四捨五入した額</u></p> <p>(2) 小児の割引定期旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 別に定める場合を除き、小児定期旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 <u>連絡会社ごとに、小児定期旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによって計算した額とする。</u></p> <p><u>(イ) 東京モノレール株式会社線にあつては、小児定期旅客運賃から割引額を控除し、100円未満の端数については、50円未満の端数を切り捨てて、又は50円以上の端数を切り上げてそれぞれ100円単位とした額</u></p> <p><u>(ロ) J R西日本宮島フェリー株式会社航路にあつては、小児定期旅客運賃から割引額を控除し、端数</u></p>	<p>する。</p> <p>イ 旅客会社線区間 別に定める場合を除き、大人定期旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 <u>別に連絡会社ごとに定める額</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 小児の割引定期旅客運賃は、次によつて計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 別に定める場合を除き、小児定期旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 <u>別に連絡会社ごとに定める額</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>

現行	改正
<p style="text-align: center;"><u>整理した額</u> <u>(ハ) JR自動車線にあっては、小児定期旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を四捨五入した額</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃) 第61条 第27条の規定により割引の定期乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって旅客会社線区間の通学定期旅客運賃の割引を行う。</p>	<p>(中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃) 第61条 第27条の規定により割引の定期乗車券を発売する場合の<u>定期旅客運賃</u>は、次の各号に定めるところによって<u>割引を行った旅客会社線の通学定期旅客運賃と、連絡会社線の通学定期旅客運賃を併算した額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p style="text-align: center;">第7節 座席指定料金 (座席指定料金) 第71条 大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて<u>510</u>円とする。 2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 座席指定料金 (座席指定料金) 第71条 大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて<u>520</u>円とする。 2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</p>
<p>(座席指定料金の特定) 第72条 第39条の規定により発売する座席指定券の大人座席指定料金は、<u>310</u>円とする。</p>	<p>(座席指定料金の特定) 第72条 第39条の規定により発売する座席指定券の大人座席指定料金は、<u>320</u>円とする。</p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(乗車券の有効期間) 第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券</p>	<p>(乗車券の有効期間) 第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券</p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 東京、大阪又は福岡付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 東京、大阪、<u>福岡</u>、<u>新潟</u>又は<u>仙台</u>付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p>

現行	改正
<p>東京、大阪又は福岡付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p style="padding-left: 40px;">秩父鉄道株式会社線 (中略) 富士急行株式会社線</p> <p style="padding-left: 40px;">伊豆箱根鉄道株式会社線</p> <p style="padding-left: 80px;">(中略)</p> <p>c 福岡付近九州旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p style="padding-left: 40px;">福岡市交通局高速鉄道線 平成筑豊鉄道株式会社線</p> <p style="padding-left: 80px;">(中略)</p> <p>(乗車区間の選択) 第77条 次の各号の旅客は、当該各号に掲げる区間のうち、いずれか一方を選択して乗車することができる。</p>	<p>東京、大阪、福岡、<u>新潟</u>又は<u>仙台</u>付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p style="padding-left: 40px;">秩父鉄道株式会社線 (中略) 富士急行株式会社線 <u>アルピコ交通株式会社線</u> 伊豆箱根鉄道株式会社線</p> <p style="padding-left: 80px;">(中略)</p> <p>c 福岡付近九州旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p style="padding-left: 40px;">福岡市交通局高速鉄道線 平成筑豊鉄道株式会社線</p> <p><u>d 新潟付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>北越急行株式会社線</u></p> <p><u>e 仙台付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>仙台空港鉄道株式会社線</u> <u>福島交通株式会社線</u> <u>阿武隈急行鉄道株式会社線</u> <u>山形鉄道株式会社線</u></p> <p style="padding-left: 80px;">(中略)</p> <p>(乗車区間の選択) 第77条 次の各号の旅客は、当該各号に掲げる区間のうち、いずれか一方を選択して乗車することができる。</p>

現行	改正
<p>(中略)</p> <p>(2) 第 75 条第 1 項第 1 号イの(ロ)に規定する 区間発着の普通乗車券を所持する旅客</p> <p>東京、大阪又は福岡付近 旅客会社線大都市近郊 区間内の経路</p>	<p>(中略)</p> <p>(2) 第 75 条第 1 項第 1 号イの(ロ)に規定する 区間発着の普通乗車券を所持する旅客</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟 又は仙台付近旅客会社 線大都市近郊区間内の 経路</p>
<p>(中略)</p> <p>(特別車両券の効力)</p> <p>第 80 条 指定席特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、 旅客車又は座席に限って乗車することができる。</p> <p>2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その発売の日(有効期間の開始日 を指定して発売したものにあつては、有効期間の開始日)から2日以内(自 由席特別車両券(B)にあつては、発売日と同一の日)の1個の特別車両に1 回に限って券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで 乗車することができる。この場合、乗車後に当該自由席特別車両券の有効 期間が経過したときであっても、乗車日が有効期間内のときは、当該自由 席特別車両券は、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の 停車駅までは、これを使用することができる。</p>	<p>(中略)</p> <p>(特別車両券の効力)</p> <p>第 80 条 指定席特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、 旅客車又は座席に限って乗車することができる。</p> <p>2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1 個の特別車両に、1回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内 の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間 を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯 内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p>
<p>(中略)</p> <p>(乗車券類の改札及び引渡し)</p> <p>第 87 条 乗車券類の改札及び引渡しの取扱については、旅客規則第 228 条か ら第 230 条まで、第 231 条、第 233 条から第 235 条まで及び第 236 条の 2 の規定を準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 228 条 乗車券類の改札 第 229 条 乗車券類の引渡し 第 230 条 普通乗車券の改札及び引渡し 第 231 条 定期乗車券の改札及び引渡し</p>	<p>(中略)</p> <p>(乗車券類の改札及び引渡し)</p> <p>第 87 条 乗車券類の改札及び引渡しの取扱については、旅客規則第 228 条か ら第 230 条まで、第 231 条、第 233 条から第 235 条まで及び第 236 条の 2 の規定を準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 228 条 乗車券類の改札 第 229 条 乗車券類の引渡し 第 230 条 普通乗車券の改札及び引渡し 第 231 条 定期乗車券の改札及び引渡し</p>

現行	改正
<p>第 233 条 団体乗車券の改札及び引渡し 第 234 条 急行券の改札及び引渡し 第 235 条 特別車両券の改札及び引渡し 第 236 条の 2 座席指定券の改札及び引渡し</p>	<p>第 233 条 団体乗車券の改札及び引渡し 第 234 条 急行券の改札及び引渡し 第 235 条 特別車両券の改札及び引渡し 第 236 条の 2 座席指定券の改札及び引渡し</p>
<p>(中略)</p>	<p><u>(乗車変更等の取扱箇所)</u> <u>第 87 条の 2 乗車変更その他この章及び次章に規定する取扱いは、別に定める場合を除き、原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅又は車船内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅（原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅に限る。）において取り扱う。</u></p> <p>(中略)</p>
<p>(乗車変更の取扱範囲) 第 89 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、次条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。</p>	<p>(乗車変更の取扱範囲) 第 89 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、次条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。</p>
<p>(中略)</p> <p>3 前条第 2 号の規定による乗車変更をする場合、その変更区間が旅客会社線内又は連絡会社線 1 社内のみに限られるものであるときは、当該旅客会社又は連絡会社において、その運輸機関の定めるところによって取り扱うものとする。この場合、変更区間が、原扱いに関係ない第三運輸機関に及ぶものであるときは、第三運輸機関を乗車変更を開始する駅の属する運輸機関とみなして取り扱う。</p> <p><u>(注) この取扱いは、原乗車券が連絡乗車券であって、変更後も連絡運輸となるとき、若しくは、原乗車券が旅客会社線又は連絡会社線内相互発着の乗車券であって、変更後連絡運輸となるとき（この反対の場合の取扱いを含む。）で連絡運輸上所定の運賃計算ができる場合に限る。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>3 前条第 2 号の規定による乗車変更をする場合、その変更区間が旅客会社線内又は連絡会社線 1 社内のみに限られるものであるときは、当該旅客会社又は連絡会社において、その運輸機関の定めるところによって取り扱うものとする。この場合、変更区間が、原扱いに関係ない第三運輸機関に及ぶものであるときは、第三運輸機関を乗車変更を開始する駅の属する運輸機関とみなして取り扱う。<u>ただし、前条第 2 号の規定による乗車変更の取扱いは、原乗車券が連絡乗車券であって、変更後も連絡運輸となるとき、又は、原乗車券が旅客会社線若しくは連絡会社線内相互発着の乗車券であって、変更後連絡運輸となるとき（この反対の場合の取扱いを含む。）で連絡運輸上所定の運賃計算ができる場合に限る。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の規定にかかわらず、変更後連絡運輸とならない場合であっても、その変更区間が旅客会社線内又は連絡会社線 1 社内のみに限られるものであるときは、当該旅客会社又は連絡会社において、その運輸機関の定めるところによって取り扱うことがある。</u></p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(学生割引乗車券による区間変更の特例)</p> <p>第 92 条 学生割引の取扱いをした乗車券に対して前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する区間変更の取扱いをする場合は、前条第 2 項第 1 号イ(ロ)の規定にかかわらず、変更区間に対する普通旅客運賃と原乗車券の変更開始駅以後の不乗車船区間に対する割引普通旅客運賃(原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃)とを比較し、不足額を収受し、過剰額は払いもどしをしない。</p> <p>(連絡運輸区域を越える通過連絡運輸にかかわる <u>区間変更の特例</u>)</p> <p>第 92 条の <u>2</u> 旅客が連絡会社線を通過し、前後の旅客会社線にまたがって乗車船する <u>場合に区間変更の請求をした場合</u>で非変更区間と変更区間を通じた区間が、第 1 条第 2 項に規定する区間を越える <u>場合にあって</u>は、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1)原乗車券が、第 43 条の規定を適用したものである場合 変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。</p> <p>(2)前号以外の場合 非変更区間と変更区間を通じた全乗車船区間について第 43 条の規定を適用しないものとし、前後の旅客会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と連絡会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに収受した旅客運賃を差し引いた額を収受するものとする。ただし、原乗車券が、旅客会社線</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(学生割引乗車券による区間変更の特例)</p> <p>第 92 条 学生割引の取扱いをした乗車券に対して前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する区間変更の取扱いをする場合は、前条第 2 項第 1 号イ(ロ)の規定にかかわらず、変更区間に対する普通旅客運賃と原乗車券の変更開始駅以後の不乗車船区間に対する割引普通旅客運賃(原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃)とを比較し、不足額を収受し、過剰額は払いもどしをしない。</p> <p><u>(連絡会社線の駅を発駅とする普通乗車券による区間変更の特例)</u></p> <p><u>第 92 条の2 連絡会社線の駅を発駅とし、旅客会社線の駅を着駅とする原乗車券(学生割引普通乗車券を除く。)に対して、旅客会社線内において第 91条第 2 項第 1 号ロ(イ)又は同(ロ)の取扱いを行う場合で、変更区間が旅客会社線内のみ又は第 1 条第 2 項に規定する区間となるときは、連絡会社線と旅客会社線の接続駅を原乗車券の発駅とみなし、区間変更として取り扱う。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、変更後連絡運輸とならない場合であっても、連絡会社線と旅客会社線の接続駅から変更後の着駅までの区間が旅客会社線内のみ又は第 1 条第 2 項に規定する区間となるときに準用する。</u></p> <p>(連絡運輸区域を越える通過連絡運輸にかかわる特例)</p> <p>第 92 条の <u>3</u> 旅客が <u>旅行開始後又は使用開始後に</u>連絡会社線を通過し、前後の旅客会社線にまたがって乗車船する <u>乗車変更の請求をした場合であって</u>、非変更区間と変更区間を通じた区間が、第 1 条第 2 項に規定する区間を越える <u>ときは</u>、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1)原乗車券が、第 43 条の規定を適用したものである場合 <u>変更の請求をした区間に</u> <u>ついて、別途乗車としてその区間に対する片道</u>普通旅客運賃を収受する。</p> <p>(2)前号以外の場合 非変更区間と変更区間を通じた全乗車船区間について第 43 条の規定を適用しないものとし、 <u>区間変更として</u>前後の旅客会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と連絡会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに収受した旅客運賃を差し引いた額を収受するものとする。ただし、原乗車券</p>

現行	改正
<p>内相互発着のものであって、営業キロが 100 キロメートルを超えるもの（東京、大阪、福岡 又は新潟 付近旅客会社線大都市近郊区間内相互発着となる場合を除く。）である場合は、原乗車券の着駅から接続駅までの旅客会社線の普通旅客運賃、連絡会社線の普通旅客運賃及び接続駅から着駅までの旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額を収受するものとする。</p>	<p>が、旅客会社線内相互発着のものであって、営業キロが 100 キロメートルを超えるもの（東京、大阪、福岡、新潟又は仙台 付近旅客会社線大都市近郊区間内相互発着となる場合を除く。）である場合は、原乗車券の着駅から接続駅までの旅客会社線の普通旅客運賃、連絡会社線の普通旅客運賃及び接続駅から着駅までの旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額を収受するものとする。</p>
(中略)	(中略)
<p>(準用規定) 第 96 条 旅客規則 第 237 条から第 238 条まで、第 240 条、第 243 条、第 244 条、第 245 条から第 247 条まで及び第 250 条の規定は、この章に準用する。 (注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。 <u>第 237 条 乗車変更の取扱箇所</u> 第 237 条の 2 手数料の収受 第 238 条 払いもどし請求権行使の期限 第 240 条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする場合の既収額</p>	<p>(準用規定) 第 96 条 旅客規則 第 237 条の 2 から第 240 条まで、第 243 条、第 244 条、第 245 条から第 247 条まで及び第 250 条の規定は、この章に準用する。 (注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。 <u>(削る)</u> 第 237 条の 2 手数料の収受 第 238 条 払いもどし請求権行使の期限 <u>第 239 条 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額</u> 第 240 条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする場合の既収額</p>
(中略)	(中略)
<p>(有料手回り品及び普通手回り品料金) 第 111 条 鉄道・航路区間における旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、旅客規則第 308 条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、鉄道・航路区間と自動車区間とを各別に運輸機関の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車船内に持ち込むことができる。 (中略) 2 普通手回り品料金（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。）は、鉄道・航路区間を通じ、旅客の 1 回の乗</p>	<p>(有料手回り品及び普通手回り品料金) 第 111 条 鉄道・航路区間における旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、旅客規則第 308 条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、鉄道・航路区間と自動車区間とを各別に運輸機関の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車船内に持ち込むことができる。 (中略) 2 普通手回り品料金（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。）は、鉄道・航路区間を通じ、旅客の 1 回の乗</p>

現行	改正																																
<p>車船ごとに、1個について <u>270</u>円とする。</p> <p>(注) 有料手回り品の持込区間が、鉄道・航路区間の間に自動車線区間を介在するときは、前後の鉄道・航路区間は各別に普通手回り品料金を収受する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第112条 旅客規則 <u>第310条、第311条、第312条から第314条</u>まで及び第316条の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>第310条</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">普通手回り品切符</td> </tr> <tr> <td>第311条</td> </tr> <tr> <td>第312条</td> <td></td> <td>持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置</td> </tr> <tr> <td>第313条</td> <td></td> <td>持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置</td> </tr> <tr> <td>第314条</td> <td></td> <td>旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置</td> </tr> <tr> <td>第316条</td> <td></td> <td>準用規定</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	第310条	}	普通手回り品切符	第311条	第312条		持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置	第313条		持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置	第314条		旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置	第316条		準用規定	<p>車船ごとに、1個について <u>280</u>円とする。</p> <p>(注) 有料手回り品の持込区間が、鉄道・航路区間の間に自動車線区間を介在するときは、前後の鉄道・航路区間は各別に普通手回り品料金を収受する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第112条 旅客規則 <u>第310条から第314条</u>まで及び第316条の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>第310条</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">普通手回り品切符</td> </tr> <tr> <td>第311条</td> </tr> <tr> <td>第312条</td> <td></td> <td>持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置</td> </tr> <tr> <td>第313条</td> <td></td> <td>持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置</td> </tr> <tr> <td>第314条</td> <td></td> <td>旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置</td> </tr> <tr> <td>第316条</td> <td></td> <td>準用規定</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	第310条	}	普通手回り品切符	第311条	第312条		持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置	第313条		持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置	第314条		旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置	第316条		準用規定
第310条	}			普通手回り品切符																													
第311条																																	
第312条		持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置																															
第313条		持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置																															
第314条		旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置																															
第316条		準用規定																															
第310条	}	普通手回り品切符																															
第311条																																	
第312条		持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置																															
第313条		持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置																															
第314条		旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置																															
第316条		準用規定																															
<p>別表</p> <p>(230) 東武鉄道株式会社線 <u>(略)</u></p> <p>(236) 小田急電鉄株式会社線 <u>(略)</u></p> <p>(247) 長野電鉄株式会社線 <u>(略)</u></p> <p>(303) 大井川鉄道株式会社線 <u>(略)</u></p> <p>(601) 福岡市交通局高速鉄道線 <u>(略)</u></p>	<p>別表</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(236) 小田急電鉄株式会社線 <u>(別添参照)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(303) 大井川鉄道株式会社線 <u>(別添参照)</u></p> <p>(601) 福岡市交通局高速鉄道線 <u>(別添参照)</u></p>																																

現行	改正

附則

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(236) 小田急電鉄株式会社線

連絡会社名	經由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項		
小田急電鉄株式会社 小田原線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	片、往、続、勤定、学定、団	急行券、特別車両券は東日本旅客会社線の各駅では発売しない。		
	同	同 小田原	同			
	同	同 山手線	同			
	同	同 新宿	同			
	同	同 南武線	同			
	同	同 登戸	同			
	東日本旅客会社線	同 横浜線	同			
	同	同 町田	勤定、学定			
	東日本・東海旅客会社線	同 相模線	同			
	同	同 厚木	片、往、続、勤定、学定、団			
	同	同 海老名	同			
	同	同 御殿場線	勤定、学定			
	同	同 松田	片、往、続、勤定、学定、団、急、特車			
	多摩線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢		勤定、学定	急行券、特別車両券は東日本旅客会社線の各駅では発売しない。
		同	同 小田原		同	
東日本旅客会社線		同 山手線	同			
東日本・東海旅客会社線		同 新宿	同			
同		同 南武線	同			
同		同 登戸	同			
東日本旅客会社線		同 横浜線	同			
同		同 町田	同			
東日本・東海旅客会社線	同 相模線	同				
同	同 厚木	同				
同	同 海老名	同				
同	同 御殿場線	同				
同	同 松田	片、往、団、急、特車				
江ノ島線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	片、往、続、勤定、学定、団	急行券、特別車両券は東日本旅客会社線の各駅では発売しない。		
	同	同 小田原	同			
	同	同 山手線	同			
	同	同 新宿	同			
	同	同 南武線	同			
	同	同 登戸	同			
	東日本旅客会社線	同 横浜線	同			
	同	同 町田	勤定、学定			
東日本・東海旅客会社線	同 相模線	同				
同	同 厚木	片、往、続、勤定、学定、団				
同	同 海老名	同				
同	同 御殿場線	勤定、学定				
同	同 松田	片、往、団、急、特車				

小田原線 多摩線 江ノ島線	東京地下鉄線 明治神宮前・代々木上原間	山手線 原宿	勤定、学定		
	新御茶ノ水・代々木上原間	中央本線 御茶ノ水	同		
	上野・代々木上原間	東北本線 上野	同		
	西日暮里・代々木上原間	同 西日暮里	同		
	北千住・代々木上原間	常磐線 北千住	同		
	西船橋・代々木上原間	総武本線 西船橋	同		
	八丁堀・代々木上原間	京葉線 八丁堀	同		
	新木場・代々木上原間	同 新木場	同		
	多摩都市モノレール線 立川南・多摩センター間	中央本線 立川	同		
	立川北・多摩センター間	同 立川	同		
	京王電鉄線 渋谷・下北沢間	山手線 渋谷	同		
	吉祥寺・下北沢間	中央本線 吉祥寺	同		
	高尾・下北沢間	同 高尾	同		
	稲田堤・新宿間	南武線 稲田堤	同		
	稲田堤・下北沢間	同 稲田堤	同		
	稲田堤・永山間	同 稲田堤	同		
	稲田堤・多摩センター間	同 稲田堤	同		
	分倍河原・新宿間	同 分倍河原	同		
	分倍河原・下北沢間	同 分倍河原	同		
	橋本・新宿間	横浜線 橋本	同		
	橋本・下北沢間	同 橋本	同		
	橋本・永山間	同 橋本	同		
	橋本・多摩センター間	同 橋本	同		
	東京急行電鉄線 渋谷・中央林間間	山手線 渋谷	同		
	武蔵溝ノ口・中央林間間	南武線 武蔵溝ノ口	同		
	長津田・中央林間間	横浜線 長津田	同		
	全線	相模鉄道線 横浜・大和間	東海道本線 横浜	同	
		横浜・海老名間	同 横浜	同	

	横浜・湘南台間	同 横浜	同	
	海老名・大和間	相模線 海老名	同	
	横浜地下高速電車線	東海道本線	同	
	横浜・湘南台間	横浜	同	
	戸塚・湘南台間	同 戸塚	同	
	東日本旅客会社線		同	
	新宿・西日暮里及び		同	
	東京地下鉄線	常磐線		
	西日暮里・北千住間	北千住		

(303) 大井川鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
大井川鉄道株式会社	大井川本線	東海道本線 金谷	片、往、続、勤定、学定、団	
井川線	東海旅客会社線及び大井川本線金谷・千頭間	同	片、往、続、団	

(601) 福岡市交通局高速鉄道線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
福岡市交通局 高速鉄道線	東海・西日本・九州旅客会社線	鹿児島本線 博多	片、往、勤定、学定、団	往は通過連絡に限る。
		筑肥線 姪浜	同	同